

大川市老朽危険家屋等除却促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内において適切に管理されていない老朽危険家屋等の除却を促進し、市民の安全・安心の確保と住環境の改善及び良好な景観の維持を図ることを目的とする大川市老朽危険家屋等除却促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、大川市補助金等交付規則(昭和56年規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 老朽危険家屋等

市内に所在し、適切に管理されず周辺の住環境に悪影響がある建築物又はその部分(鉄筋コンクリート造並びにコンクリートブロック造及び補強コンクリートブロック造を除く。)で、別表に掲げる不良度の判定基準による各評点の合計が100点以上のものをいう。

(2) 敷地

建築基準法施行令第1条第1号に定める敷地をいう。

(3) 申請者

補助金の交付を受けて老朽危険家屋等の除却を行おうとする者で、老朽危険家屋等の所有者等、除却を行おうとする老朽危険家屋等について除却の権原を有する者(共有の場合は自身以外の共有者全員から同意を得た者)をいう。

(4) 交付対象事業

補助金の交付対象となる老朽危険家屋等の除却及び処分をいう。

(5) 交付対象費用

交付対象事業に要する費用(家財道具等の内部処分に要する費用及び樹木や門扉等の建物以外の撤去に要する費用等を含まない。)をいい、標準建設費等共同通知において国土交通大臣の定める標準除却費を超える場合においては標準除却費とする。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付対象となる老朽危険家屋等は、次の各号に掲げるすべての要件を満たしたものとする。ただし、市長が特段の事情があると認めて対象とした建築物はこの限りでない。

- (1) 所有権以外の権利が設定されていない建築物(権利を有する者から当該建築物の除却について同意を得たものを除く。)
 - (2) 国、地方公共団体、独立行政法人及びその他の法人が所有権等を有していない建築物
 - (3) 公共事業に伴う移転、建替えその他の補償の対象となっていない建築物
 - (4) 所有者が大川市暴力団排除条例(平成22年大川市条例第8号)第2条2項に該当しないもの
 - (5) 所有者に本市の市税の滞納がないもの
 - (6) 第7条第2項に規定に基づく補助金交付決定を受けた日の属する年度の2月末日までに、第12条第2項に規定する交付請求をすることができるもの
- 2 補助金の交付は、同一敷地内において1回限りとし、敷地内に老朽危険家屋等が複数存在する場合は、その全てを除却するものとする。ただし、市長が特段の事情があると認めた場合を除く。
- 3 第1項の規定にかかわらず、火災、地震等の災害及び事故並びに故意による破損と市長が認めた場合は、補助の対象としない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、交付対象費用に3分の1を乗じて得た額以内とし、300,000円を限度とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前条第2項ただし書きにより過去にこの要綱に基づく補助金を受けている場合は、300,000円から既に交付した額を差し引いた金額を限度とする。

(補助金の交付)

第5条 市長は申請者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

(事前調査)

第6条 申請者は、第7条第1項に規定する交付申請をする前に、建築物事前調査申込書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出し、除却を予定している建築物又はその部分について事前調査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による事前調査の申し込みを受けたときは、別表に基づき不良度の判定を行い、その結果を建築物事前調査結果通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、交付対象事業に着手する前に補助金交付申請書(様式第3号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第8条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後、交付対象事業の内容を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書(様式第5号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、補助金変更交付(却下)決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第9条 交付対象事業の着手は、第7条第2項に基づく補助金交付決定の通知を受けた後に行わなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第10条 申請者は、補助金交付決定後において、交付対象事業を中止又は廃止をしようとする場合は、交付対象事業中止(廃止)届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請者から前項の規定による届出があったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかつたものとみなす。

(事業の完了報告)

第11条 申請者は、交付対象事業が完了したときは、速やかに交付対象事業完了報告書(様式第8号)に関係書類を添えて市長に提出し、その検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による完了報告を受理書したときは、内容の審査を行い、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行うものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

不良度の判定基準

判定区分	判定項目	判定内容	基準評点
構造一般の程度	基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10
		イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25
構造の腐朽又は破損の程度	基礎 土台 柱 はり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はり腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50
		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100
	外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15
		イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25
	屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50
	防火上又は避難上の構造の程度	外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの
イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの			20
屋根		屋根が可燃性材料でふかれているもの	10
排水設備	雨水	雨樋がないもの	10
道路等の通行人又は隣接地に対する影響	外壁	強風等により、外壁、屋根材が道路又は隣接地に落下する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの	10
	屋根	既に、外壁、屋根材が道路又は隣接地に落下する等、敷地外に被害を及ぼしている状況がうかがえるもの	20
地域的重要度	地元要望	行政区長等、地元組織から要望があるもの	20
	景観	街並みの景観を著しく害するなど、特別な配慮が必要なもの	20